

議事日程第2号

令和元年9月5日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～4番）

出席議員（12名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	9番 加藤 保郎
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 伊左次 一郎
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 亀井 孝年
企画調整 担当参事 長屋 史明	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 須田 和男	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 各務 元規	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 若尾 宗久
保険長寿課長 日比野 伸二	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏
建設課長 早川 均	会計管理者 可児 英治
生涯学習課長 石原 昭治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦	議会事務局 書記 丸山 浩史
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 伏屋光幸君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、答弁、質問とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

3番 奥村悟君。

質問は、一問一答方式とパネルを活用しての質問の申し出がありましたので、これを許可します。

3番（奥村 悟君）

おはようございます。

昨夜は雷が大変激しくて、その音でなかなか寝つきが悪かったわけですが、京都市、それから三重県の東員町でもゲリラ豪雨が発生しまして、大雨警戒レベル5というのが発令されておりましたが、御嵩町も平成22年の7.15ゲリラ豪雨ということで大変な大雨が降ったわけですが、地震というよりも、今はゲリラ豪雨、大雨に大変警戒しなければならないかなあというふうに思っております。

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

職員時代は答弁の側でしたが、この席に立ちますといささか緊張しております。

先月、全英オープンで優勝した渋野日向子選手が、スマイルシンデレラと呼ばれ、緊張感の中にも笑顔をつくることによって、張り詰めた糸を一旦緩めることで本来の力が発揮できたように、私も緊張しながら、笑顔を交えながら質問をさせていただきたいと思います。

その前に、ほっとみたけの今月号を見させていただきました。

この夏休みに全国大会へ出場した子供たちの記事が載っていましたが、御嵩町に全国大会へ出場する名誉あるたくさんの子供たちが育っていることに感銘を受けました。その御嵩町の未来を担う子供たちの教育施設の問題として、最初の質問、伏見小学校の校舎老朽化に伴う改築計画についてであります。

ことは昨年より暑さもさほどとは思っていましたが、7月後半の梅雨明けから、8月、9月と大変な猛暑が続いております。そんな中、伏見小学校にエアコンが設置されたことは大変うれしく思います。私の孫たちも、涼しい快適な環境で授業が受けられると喜んでおりました。

さて、伏見小学校の南舎、北舎の老朽化に伴う改修計画。私は建てかえ計画とあえて言わせていただきます。平成28年第1回定例会、同じく平成28年第3回定例会で伏屋議員、平成30年第4回定例会で安藤雅子議員がたびたび質問されていますが、この件については私の議員としてのマニフェストでもありますので、またかと言われるかもしれませんが、あえて私からも質問させていただきます。

ちょうど私が小学校6年生の3学期に、小学校生活最後の思い出として、新築の南舎、真新しい校舎で授業を受けた覚えがあります。それまでは木造の校舎で授業を受けていましたが、近代的な鉄筋の校舎で授業を受けたことは大変うれしかったと、思い出として印象に残っています。

まず、小学校の現状を申し上げます。この夏休みに学校へお邪魔し、校長先生からお話を聞きながら校舎を見てきました。現状の写真を撮ってパネルにしてみました。

南舎の1階、エントランス天井から雨漏りがしており、バケツが4つ置いてありました。けさも、私、毎日子供たちと朝の登校についていってまいります。ちょっと校舎に入ってみましたら、昨夜の雨でやっぱり雨漏りがしておりました。南舎1階廊下の天井に雨漏りがあります。これが雨漏りですね、こういった雨漏りがあります。南舎3階の女子トイレに使用禁止の箇所があります。水がうまくとまらないということで、使用禁止にしてあります。普通教室の床は、四角い木の板がはめ込んで床上材にしてありますが、剥げ上がって少し腐りかけておるということでもあります。普通教室であります。全てじゃないですけども、ところどころの普通教室にこんな状態が見られます。

北舎3階の廊下に天井の雨漏りがあります。これも6年生のクラスのちょうど北側ですが、バケツも置いてあります。ほかにも6カ所ぐらいありました。これらは主なものですけども、

ほかにもところどころに修繕が必要な箇所が幾つも見られました。

南舎の屋上に上がってみましたけれども、グリーン防水シートが張られた箇所がありました。特に雨漏りがあるところに3年前に防水工事をやられた箇所かと思います。昨年も台風でシートがめくれて修理をされたようです。これは西のほうですが、これは東を見た写真であります。

北舎の屋上にも上がりましたが、部分的には防水工事はやられた箇所がありますが、見る限りでは、それ以外ではやられていないようでした。

南舎の裏の出窓の上部ですけれども、防水シートが剥がれていました。土を運んだような跡があり、ハトが巣をつくっているようです。私が行きましたこの日も、ハトが頻繁に出入りしていました。

南舎で雨漏りしていたエントランス付近の屋根を見ましたが、以前は防水はしてあったと思われませんが、かなり損傷しているような状態が見受けられます。

この校舎の現状を見るにつけ、伏見で生まれ、伏見で育ち、伏見小学校で生活した幼いころの思い出深い小学校の姿に、古くなったといえればそれまでですが、残念な気持ちがしてなりません。学校生活を送っている子供たちも同じような気持ちの中で日々過ごしていることを思うと、少しでもよい環境の中で授業を受けさせてやりたいと思うのは、私だけでしょうか。

さて、伏見小学校の老朽化による建てかえは、庁舎の移転が持ち上がる前、数十年前から議論されていたように記憶しております。何度も3カ年実施計画にも上がりながら、優先順位、費用の問題から先送りにされてきたようです。やっと校舎の建てかえの方向性も見えてきました。さきの5月の伏見公民館での行政懇談会において、町長初め執行部から伏見小学校校舎改築に向けての現状調査を開始するという説明がありました。町長はその席で、庁舎の移転と同様に、最優先に取り組むと言われております。

そこで1つ目の質問ですが、校舎はすぐに建てかえられるわけもなく、教育環境としては最悪の状態であると考えます。それまでの応急処置として、現状の雨漏り、天井の剥がれ、サッシが古く窓ガラスも薄いため防犯面での不安、トイレの悪臭やふぐあいなど、これらの不備について、どのような対策をしていられるのかお聞かせください。

2つ目の質問、伏見小学校老朽化調査等業務委託を7月25日から来年2月20日までの約7カ月間の工期で大建設計株式会社に発注され、建物の耐久度の指標として、重要なコンクリート強度を調べるコンクリート躯体のコア抜きによる強度試験がこの8月に行われています。長年の懸案事項であった伏見小学校老朽化建てかえについて、一歩前進したかなと思います。こういった耐力度調査を踏まえた個別の方針計画を策定するに当たり、改築なのか、改修なのか、方向性を早めに示していただきたい。今回は、想定できることで結構ですのでお聞かせください。

い。

一つの考えとして、前の担当者に聞きましたが、役場の前のきらり館を改修したときも、躯体だけを残して、耐震も行って全面改修を行っています。費用も改築の3分の2ほどで済むだろうと、このような方法もあるようです。

また、基本計画策定時に、地域で愛される開かれた学校となるよう、新しい学校を児童や地域住民も一緒になって考える、未来の学校づくりに向けてと題して、ワークショップを開催するようなことはお考えでしょうか。

以上、教育参事にお聞きします。明快な答弁をお願いします。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

おはようございます。

ただいまの奥村悟議員の伏見小学校校舎老朽化に伴う改築計画についての御質問にお答えいたします。

質問の項目は3点。まずは初めの質問は、校舎改修・改築までの間に、施設の老朽化した部分のふぐあい・不備にどのような対策をしていくかについてであります。

校舎の現状について、奥村議員は職員時代からの持ち前の軽やかなフットワークを生かし、みずから学校を訪問し、いろんな故障や老朽箇所を調査・御報告いただき、頭が下がる思いであります。

伏見小学校は南校舎が建築53年、北校舎は建築40年目を迎えているところから、特に雨漏りやトイレのふぐあいなど、水回り部分に関する老朽化が著しいようで、教育委員会の担当も常に注視・訪問を繰り返しております。日ごろから、学校職員からもふぐあいや修繕の必要な事案箇所の連絡を受け、当然その対策として、教育委員会としましても、今までも多様な善処策を講じてまいりました。ここ数年でもさまざまな修繕工事として、屋根の防水やトイレの改修、じゅうたんや床の張りかえ等を行っております。特に今年度に関しては、外壁の剥離成形塗装工事や、窓ガラスの飛散防止フィルムの張りつけ工事、また普通教室を初めとする全教室へのエアコン設置工事などを精力的に実施してまいりました。

議員の御質問にもありましたが、平成28年伏屋議員と、平成30年安藤雅子議員からの定例会一般質問に対して、教育長からたびたびの同様な答弁をしておりますが、ここで再びその部分を引用させていただきます。

伏見小学校の老朽化対策として改修等が実施されるまでは、安全面や機能面でのふぐあいの発生など総合的に検討しながら、きちんと修繕を行い、安全・安心な学校になるよう努めてい

きますとお答えしております。これからも適切な教育環境を提供できるよう、現場に寄り添い、老朽度に応じた必要な修繕を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

質問の2点目は、老朽度調査を踏まえた改築の方向性を示してほしいであります。

議員の御質問にもありましたが、この夏休みから約460万円をかけて校舎の老朽診断調査に取りかかったところです。この調査は、専門的な見地から外壁や屋根、内部仕上げの建築設備の劣化度調査を行うほか、躯体のコンクリートコア抜きを行った中性化試験や、非破壊検査器による鉄筋かぶり厚さ調査を実施して、建物の耐力度・劣化度を判断していくものです。

この調査業務の中にある整備計画の作成仕様によりますと、劣化診断調査の結果に基づき、公共施設の耐用年数、改修周期等を考慮した改修実施基準を作成し、建築・設備等の適切な更新時期や経費等を想定した効率的かつ合理的な今後の方針を提案するとあります。

奥村議員からは、想定できる範囲でよいから、改築なのか、改修なのかの方向性を示してほしいとの御質問ですが、まずは改修、リニューアルを前提とする整備計画に向けてこの調査を行うのであり、当初から建て直す方針であれば、調査は不要であります。ただし、調査の結果として耐力度が担保されない場合は、新築、つまりは建て直しとの判断ともなり、当然、建築年度が違う南舎と北舎では方針が異なってくることもあり得ます。ですから、まずは調査の終了予定である来年2月での結果待ちということで、よろしくお願いいたします。

そして第3番目の質問は、新しい校舎づくりを児童や地域住民も参加して考える機会はないかとのことです。伏見小学校は開かれた学校、コミュニティ・スクールとしてスタートして、ことしで2年目を迎えたところです。伏見地区は、子供に軸足を据えて、地域力で子供たちを育てる気風を高められておられます。校舎の改修計画を進める中では、学校運営協議会を初めとする地域の皆さんから、当然のごとく学校づくりに関して参画の声が上がってまいるものと予想しております。その声に教育委員会側も応えてまいりたいと思いますので、関係する議員の皆様からも積極的なかわりをよろしくお願いいたします。私からの答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございました。

想定される答弁で、もうちょっと踏み込んだ内容かなあというふうに思っていたのですが、ありがとうございます。

当然、結果なくして答えは出ないものですが、想定される答えというものもあると思

います。スピード感を持って取りかかっていたきたいと思います。

もう一つですが、この写真をちょっと見てください。これは6年生のクラスの部屋を撮った写真でありますけれども、私の孫は一応6年生なんですけれども、7月1日現在で伏見小学校の児童が281人なんですけれども、6年生は1クラスで38人なんです。1人の子は必ずなるクラスに行っていて、通常は38人ですが、授業によっては39人、これは39の机と椅子があるんですけれども、この教室で授業を受けるそうです。ちょっと見ていただくように、本当に狭いかなあというふうに思います。縦、横を見てもぎちぎちで、後ろなんかいっぱいいっぱい、授業参観なんかは父兄さんが来られても、少し入れないような状況になっています。

それで、普通教室は学校生活に必要なスペースや多様な学習形態に対応できる広さと機能を備えたものとしまして、大体普通教室面積の40人の基準としまして、昭和25年の鉄筋コンクリートづくり校舎の標準設計では教室63平方メートル、1人当たり1.575平方メートルを確保するというのがありますし、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目で定める面積は74平方メートル、1人当たり1.85平方メートルとなっております。これに倣って、他の自治体の学校では、1教室8メートルから9メートル、黒板側から見た縦が9メートル、横が8メートルという寸法なんですけど、72平方メートルという教室にしているところもあります。伏見小の場合は7掛ける8メートル、56平方メートルです。

御嵩小をちょっと見てきましたが、御嵩小の場合は1教室8メートルから8メートルで、64平方メートルということで若干広いんです。これは建築年の違いで、やっぱり新しい校舎ですので御嵩小学校は面積がちょっと広いかなあというふうに思います。それを見ると、今の子どもたちは大変、昔と比べて体も大きくなっておりまして、伏見小学校の普通教室は少し窮屈かなあというふうに思います。39人入ってしまいますと、教室内の児童が移動するときに人とぶつかって歩きにくいというふうに聞いておりました。例えば基本計画策定時に、こういったことも考慮に入れながら進めていただきたいなあというふうに思います。ちょっと参考でございます。

先ほど山田参事が言われましたように、伏見小学校はコミュニティ・スクールとして昨年度から教育委員会の指定を受けて、地域と一緒に学校づくりを進めています。地域と学校が一つになって、地域力で子供たちを育てております。古くなった校舎ですが、ちょこちょこ修繕、校舎磨きなど、先生・児童と一緒に愛着が持てるよう、学校づくりに懸命に取り組んでおられます。そのような学校でありますので、私も含めて伏見地区の皆さんは大きな期待を寄せられております。早急な改善をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

続きまして2つ目の質問ですけれども、空家等対策計画の推進についてであります。

空き家対策については、過去に高山議長や岡本議員が質問されていますが、個人の財産でもあり、対策はなかなか難しいかと思いますが、私の自治会にも問題のある空き家が1軒ありますので、その状況を説明した後、本題に入りたいと思います。

ちょうど私の家の目と鼻の先になりますその家は、25年前にこの空き家の主がピストル自殺により亡くなり、その後、遺族は転出され空き家になりました。土地・建物も含めて2度、3度と所有者もかわったようですが、管理がされず、周辺は生い茂った木々に覆われ、見るからに建物自体も最悪の状態になっています。この教室は、ネットを見ると「心霊スポット」「銃殺の家」で幾つか書き込みがあり、ユーチューブでもアップがされています。このことから、数年前から人の出入りが多くなり、土日などの昼中、夜中の10時、11時ごろ、日によっては深夜2時、3時に数人の若者が車やあるいは自転車で乗りつけ、建物を見るだけならいいのですが、建物の中に入っています。ことしに入って、数カ月前に昼中でしたが、中学生の数人の子たちも自転車で来ていました。そのときは私が注意をしましたので、すぐ帰っていきました。ことしの3月に、所有者の了解を得て自治会がネット柵で出入りを防ぐ処置をしましたが、先日ネットの支柱を壊され、入られました。そのときは警察に被害届を出しています。その後、修理もしていますが、執拗に入られています。可児警察署と連携して予防策を講じていますが、なかなかよい手だてがありません。このような状況がいつまで続くかと思うと、心配でなりません。

写真をパネルにしましたので、お見せしたいと思います。これがその空き家です。心霊スポット、銃殺の家というものです。かなり木々が生い茂って、見るからに家の原形がわからないようになっていました。3月に自治会のほうでネット柵をちょっと張りまして、人が出入りできないようにネットを張りましたが、このネットも壊されたという状況であります。

私も他の地域の現状を知りたいと思い、町内をくまなく歩いてみると、空き家が大変多いなという印象でした。団地などでは、ごみが埋もれた空き家、不動産屋の売り物件という看板がされた空き家が多く見られました。空き家の近くの人から「ネコがすみ着いて困っている、何とかならんのかね」「ごみがそのままにしてあるので困る、片づけてもらいたい」などの話を聞きました。

空き家への対応や、空き家をふやさない対策を計画的に推進するための御嵩町空家等対策計画が平成30年7月に策定され、翌年2月に長年の懸案事項であった中山道みたけ館前の空き家が、県の補助を受け略式代執行により取り壊されました。国の空家特措法で定義される財政処置は対策計画の策定が条件なので、急遽7月に計画をつくられ、県からの補助を受けて代執行の手続をしたものと察します。

これが空家等対策計画ですが、計画の中身を読ませていただきましたが、今後の計画

を効率よく推進していくためには、環境基本計画、一般廃棄物処理計画、いろんな計画が町にはございますが、そういった計画にあるように、計画を策定する場合に計画期間内で具体的に何をやるかなど、重点施策を盛り込み、計画の点検・見直し・評価を行い、推進していくために、いわゆるPDCAサイクルで進行管理をするべきではないでしょうか。そこまでの計画になっていないように、私は見て思いました。

そこで、推進体制として必要と思われる次の5点について質問をいたします。

まず1点目、空き家等の実態調査を平成25年度に実施、181戸を確認され、そのうち倒壊の危険性が高いと思われる空き家が20戸、特定空き家は7戸という結果になっていますが、御嵩町においても、造成から何年も経過し、高齢化率の高い団地が幾つかあります。亡くなられたり、転居されたりと、空き家の数がふえているのではと思います。実態調査から既に6年がたちますが、現在の空き家の状況はつかんでみえますか。年々建物が老朽化していく中で、住宅事情も変化する時代に、私は年に1度は実態調査をやるべきと考えております。

2点目、空き家の対策は所有者あるいは管理者の抱えている問題点の把握が必要だと考えますが、その有効な手段として、空き家の所有者あるいは管理者へアンケート調査をする予定はありますか。

3点目、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条では、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う機関として、協議会を組織することができるものとしています。計画を推進するに当たって、毎年度施策の検討・見直しをするために、庁内の連絡会議は設置されていますが、地域住民や空き家問題に関する専門家から成る協議会の設置も必要であると考えますが、設置の予定はありますか。

4点目、可児市では、国の空家特措法の施行前に施行されていた条例を、法律を補完する上から法に照らして改正し運用されていますが、御嵩町は、以前はありましたけれども、現在、独自の条例がありません。条例がないと空き家対策に影響を及ぼすことも考えられます。例えば特措法では防犯を目的とした規定はありません。条例で、防犯上問題がある空き家の定義をしてもいいかなというふうに思います。条例を再度つくる予定はあるのか、ないのかお聞きします。

5点目、策定された御嵩町空家等対策計画を、今後見直す考えはありますか。あるとすれば時期はいつごろでしょうか。

最後にもう一つ。最初に申し上げました山田自治会の空き家についても、長年の懸案事項であります。特定空き家にするには規定上不十分なところもありますが、不審者の侵入とっていいのかわかりませんが、これだけ頻繁に出入りがあると、平穏な地域で寝静まった真夜中に突然大きな騒ぎ声や車の音で地域住民の日常生活に支障を来していることは間違いありません。

可児市の条例では、緊急安全処置として、市長は、空き家等が管理不十分な状態であって、所有者等からみずから管理不全な状態を解消することができないとの申し出があったときは、または所有者等が確知できないときは、管理不全な状態を回避するために必要な最低限度の処置を講ずることができる、緊急安全処置を講じたときは、所有者等から当該処置に係る費用を徴収するものとするという条文があります。これに倣ってではないですけれども、最低限度の処置を講じていただくことをお願いしておきます。よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

おはようございます。

では、奥村議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

御質問は、御嵩町空家等対策計画の推進についてと題され、5項目プラス1の御質問です。

初めに、今後適切な管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、地域住民の生命や身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要となる案件が多くなると思われませんが、実情は管理責任のある所有者が存在することがほとんどであり、本町におきましても、所有者による責任の自覚と決断が必要になってきている状況にあると言えます。

御質問の1点目、実態調査は、年に1度は実施する必要があるのではないかとしましては、平成25年度に実施いたしましたような調査は、議員がお調べになったとおり、当時181戸の空き家を確認いたしております。さらに現在は、住民からの情報や担当者による確認により、数戸の空き家らしき物件を把握しておりますが、空き家としての特定調査には至っておりません。これらの情報により、毎年の調査とはまいりませんが、既に調査した空き家の状況確認のほか、職員による新たな空き家の確認と、住民からの情報をもとに、限定された中での空き家調査の必要性はあると認識しております。なお、以前に特定空き家に指定された空き家は9軒、略式代執行及び所有者の決断による除去により、現在の特定空き家は4軒となっております。

御質問の2点目、所有者あるいは管理者へのアンケート調査をしていますかにつきましては、基本的には個人所有の財産であり、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法の第3条においても、空き家等の所有者または管理者は周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家等の適切な管理に努めるものとする規定されており、その管理は所有者に責任を持って適切に行っていただくことが原則であると認識しています。よって、空き家に対する適正管理を広報や通知文により所有者へ啓発するほか、空き家バンクなどの活用を促しています。したがって、現時点でのアンケートについては実施の予定はございません。

御質問の3点目、特措法第7条に規定する対策協議会の設置はにつきましては、特措法第14条に基づき、御嵩町空き家等適正管理審議会を組織し、特定空き家への対応を御審議していただいております。当面は現在の特定空き家の解消を目指したいと存じます。したがって、必要に応じた空き家の再調査による結果により、協議会の設置の要否を検討してまいりたいと存じます。

御質問の4点目、条例の設置の必要性はにつきましては、本町は特措法制定以前に条例を制定しておりましたが、現在は御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する規則によって特措法を補完しています。したがって、現在は再度条例を制定する予定はございません。

御質問の5点目、今後、計画の見直しはあるのかにつきましては、御嵩町空き家等対策計画はその期間を2023年、令和5年3月31日までとして策定しています。令和4年度においては、現状の変化を考慮した見直しが必要になってくるものと認識しています。

最後にもう一点、山田自治会に空き家につきましては、何より管理責任のある所有者が存在することから、引き続き指導等をしてまいります。また、可児市の条例にある必要最小限の緊急安全措置のような対処の必要性については、道路からの奥行きもあり倒壊したとしても直ちに危険とは言えないことから、特措法を補完する条例があったとしても、代執行に至れないのではないかと判断します。したがって、防犯等の観点からの対応を地元の御協力を得ながら進めるものと思われまます。

奥村議員が言われるように、行政が動くとなれば当然地元への配慮も含めてまいります。情緒的な感覚では対応できないことから、奥村議員にあっては、議員としてのお力添えをいただきますようお願いいたします。

最後に、奥村議員も元屋敷をお持ちですが、生活をしなくなった空き家の所有者の皆さんは、この先10年後どうなっていくのか、御子息が大変なお荷物を引き継ぐことのないよう今手放すのか、そのほかによい手はあるのか、決断に迫られることとなります。今後は、自治体がいこれらの所有者に決意を促すこととなりますが、これに対して自治体はどういう動きをすればいいのか、どうかかわっていくのかをテーマに、議員の皆様とともに議論をする必要があると考えています。以上で、奥村議員の御答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございました。

私の元屋敷の案件に触れていただきましてありがとうございます。私も大変困っておりまし

て、管理は十分しておりますが、やっぱり御近所さんに迷惑をかけないようにということで草刈りしたり、たまに戸建てになった雨戸をあけに行ったりということでしております。やっぱり負の遺産でございますので、子供とか孫の代に残していきたくないものですから、何とかしなくちゃなんということ、今模索している状況でございます。やっぱり周りの近隣の方、住民の方に迷惑をかけてはいかんもんですから、そういうことも考えてやっておるという状況です。先月はその話なんですけれども、今回質問させてもらったのは、山田の空き家について、こういった対策計画の中でうまく運用・活用していただけないかなということ、ちょっと質問したわけなんですけれども、内容を見ても、内容的にちょっと不足しているのかな、足りないかなということをおもいましたので、ちょっと突っ込んだ質問をさせていただきました。

先ほどの山田の空き家については、よっぽどの対策をしないと解決にはなりません。今の状態では何をやってもイタチごっこですね。「猫を追うより皿を引け」ということわざではないんですけれども、建物がなくなれば人は来なくなります。やはり根本を解決しないとだめであります。補助金をもらって、農地のイノシシ被害から守るネット柵を張りめぐらせてイノシシの侵入を防ぐことはできたものの、逆に人間がネットを壊して侵入していることを見ていると、大変皮肉な感じがいたします。空き家問題は今後ますます深刻になってくると思います。その中で、その備えとして、この対策計画は大変重要なツールだと私は思っております。

今回、私が指摘した空き家だけの問題ではなく、不法投棄、動物などのすみ着きや、害虫などの発生も関係してきます。個人の家だからといって放置されてもいいのでしょうか。近所・周辺に害が及ぶ生活環境上の問題が一番大きいと思います。そのことを踏まえて万全な対策、特措法の規定は、ほとんどが「できる」規定なんです。実施するかどうかは自治体の判断に委ねられていると思います。条例で、例えば「しなければならない」というような規定を設けるなどして、一步踏み込んだ行政側の義務として行ってほしいと思いますし、万全な対策を考えていただきたいというふうに思います。

もう一つ、1点、最後に総務部長にお聞きいたしますが、ちょっと関連から外れますが、先ほど触れました中山道みたけ館前の取り壊された空き家の跡地ですけれども、あのまま放置しておくのもどうかと思います。当然、地主の理解や承諾も得なくてはなりません、御嵩宿周辺も駐車場がふんだんにあるわけではありません。宿場内のイベントなどの場合、ちょっと駐車場が不足しているという感もあります。そういった場合の臨時駐車場などとして何とか有効活用ができないのでしょうか。1点、よろしくお願ひします。

議長（高山由行君）

奥村悟議員に、ちょっと通告外の話なんで、空き家対策の話から少しずれていますが、ちょっとその調査は一般質問のこの時間にはなじまないとは判断します。

個人で、少し担当者とお話するよう望みます。いいですか。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございます、済みません。

ちょっと外れた話でありましたが、ちょっと気になったものですから、突っ込んだという意味でちょっと質問させていただきました。済みませんでした。

以上、2つの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、奥村悟君の一般質問を終わります。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ただいまの奥村悟議員の質問、これまで答弁側におられた奥村議員がこちらの質問側に立たれて初めての質問なんですけれども、質問者の思いと、答弁者の答弁と、大変な思いの差があるということを実感されていらっしゃるのではないのかなと察しております。

それでは、私、今回、選挙をとりまく環境についてということで通告をいたしておりますので、質問をさせていただきます。

選挙は、住民が政治に参加し主権者として自由な意見を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会であります。ことし6月に町議会議員選挙が行われ、7月には参議院選挙と、選挙が続きました。町議会議員選挙では過去最低の投票率でしたし、参議院選については、全国平均を上回るものの前回の参院選よりも投票率が下がっています。また、選挙や投票所について、多くの町民の皆様から御意見を伺っておりますので、よりよい選挙環境を整えるために、バリアフリー、若者、選挙公報、投票所の4つの視点から質問をさせていただきます。

ちょうどこの質問と通告書を出した後に、先日「ほっとみたけ」が来ましたら、町長月記のところの最初に、投票について町長も書かれておられまして、低投票率のことを書かれていらっしゃいました。

1つ目ですけれども、投票所のバリアフリーについてでございます。最近、車椅子でなければ移動できなくなった私の知人は、投票日に介護タクシーで投票に行く予定にしておりましたけれども、介護タクシーは日曜日には営業していないことを当日になって知りました。投票区は佐渡で、投票所は中保育園です。投票当日は雨でした。彼女は、投票に行くことを断念しました。仮に御主人に頼んで車椅子を積んで投票所まで車で行けたとしても、年老いた御主人が車椅子を押して運動場を横切って投票箱までたどり着けたでしょうか。期日前投票を勧めればよかったと後悔をしました。

後日、その話を聞いて、参議院選挙のときに実際に投票所を見てまいりました。御嵩、中、

伏見公民館はなだらかなスロープがあるので問題ないと思いますが、そのほかの小さな地域の集会場や公民館などの投票所は臨時にスロープがつけてあるものの、実際に車椅子を押して上り下りできるとは思えません。さらに、中保育園は運動場を通っていかなければなりません。運動場には敷物が敷いてありますけれども、車椅子を押して歩くのはとても困難です。特に、雨が降っていると本当に運動場がぬかるんでいて、車椅子ではとても無理だなあというふうに思いました。また、南山台の投票所も、運動場こそありませんけれども急ごしらえのスロープについてはしかりであります。

今後、車椅子を利用される方が減ることはないと思いますし、手押し車やベビーカーの方もいらっしゃると思います。町の公民館ではバリアフリー対応になっているので問題はないと思いますが、投票所となっている自治会の公民館は、設置されたスロープなどの対応が多いと思います。各投票所のバリアフリーについてはどのようにお考えでしょうか。これが1点目でございます。

2番目、若者の投票率を上げるために、2015年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。ことし行われた参議院の18歳、19歳の投票率は33.33%で、全体の48.80%を大きく下回っています。2016年の参院選の45.45%、2017年衆院選の41.51%と比べても大きく低下していると、総務省が発表したとの新聞報道がありました。

御嵩町においては、若者の投票率は年代別の投票率の集計がないのでわかりません。比例投票区に限り、県の選挙管理委員会に提出された年齢別投票数に関する調査資料があります。分母が少ないので余り参考にはなりません、傾向は捉えられると思います。50代以上の投票率はまち平均を上回り、殊に60代、70代は80%を超える年代もあり大変投票率が高いのですが、若い世代は投票率が低いという傾向がわかります。若い世代にどう関心を持ってもらうかということが課題となります。

以前、加藤議員が投票済み証の件で一般質問され、当時の加藤総務部長が答弁をされています。投票権年齢引き下げの法改正を受けて、東濃高校や東濃実業高校に出向いての選挙制度や意義の説明、模擬投票の実施、ラスパ御嵩店で高校生とともに投票の呼びかけを行ったなどの取り組みについて述べられ、今後も高等学校での教育を継続して行えるよう、学校側と協議していきたいと思っていますと述べられています。その後の高等学校への取り組みはどのようにされていますでしょうか。

また、可児市では若者の投票立会人募集ということで、名城大学や成人式会場にも出向くなどして若者の登録を呼びかけています。現在は15名が登録をしているというふうに聞いております。御嵩町ではこういった取り組み、若者に対してどのような取り組みをされていますか。

これが2点目でございます。

3番目です。選挙公報について。選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見などを掲載したもので、選挙管理委員会が発行・配布をいたします。衆議院議員、参議院議員、都道府県知事の選挙では必ず選挙公報が発行されますが、県議会議員、市町村議会議員及び市町村長の選挙では任意となっています。有権者にとって選挙公報は重要な情報源で、明るい選挙推進協会の調査によると、少し前のデータではありますが、31.3%が選挙公報を実際に見、12.4%が誰に投票するかを決めるのに実際に役立ったと答えており、有効性の高い媒体であると考えます。

市議会議員選挙では、選挙公報のほかにことしの地方統一選挙から法定ビラも認められており、有権者は立候補者の政見に接触する機会がふえました。一方、町村議会では法定ビラの頒布解禁は行われていませんし、どこの町村も同じような状況だと思いますが、我が町においても選挙公報もありません。

候補者の情報がほとんどない中で、有権者はどうやって選択をするのでしょうか。特に、若い世代の有権者は地域とのつながりも希薄で、投票率も上がらないのもうなずける気がいたします。選挙公報はことしの統一地方選挙から配布方法が変わり、新聞折り込みによる配布となりました。御嵩町においても選挙公報の配布を考えていくべきではないかと思っておりますので、御見解をお聞かせください。

最後です。投票所について。公職選挙法では、投票所は各市町村に1つ設置し、必要があれば市町村選挙管理委員会の判断でふやせるとされています。旧自治省、現総務省ですけれども、1969年に示した設置基準によると、投票所まで3キロ以上ある地域は解消に努める。2.1投票所当たりの有権者数はおおむね3,000人までとされています。

御嵩町では12の投票所が設けられています。上之郷で4カ所、御嵩で2カ所、中で4カ所、伏見の2カ所です。伏見公民館が投票所になっている伏見投票区の有権者は、7月21日現在3,534人で、設置基準のおおむね3,000人を超えています。新町か本郷あたりに投票所があってもよいのではないかという御意見も多くお聞きしております。これについてはどのような御見解でしょうか。

総務省の資料によると、第24回参議院選挙における移動支援の取り組みは全国215カ所で行われています。巡回・送迎バスの運行、臨時バスの運行、移動期日前投票所の取り組みなど、地域の実態に合わせての取り組みが展開をされています。

美濃加茂市では、地域コミュニティバス、あい愛バスが投票日は無料で巡回されており、担当課にその効果を問い合わせたところ、統計はとっていないが利用者は多いということでした。また、アピタやバローでの期日前投票も行っているようです。

島根県浜田市における移動期日前投票所の取り組みは、ハイエースに投票管理者、職務代理

者、投票立会人、事務従事者の5人を乗せて町内11カ所を循環し、44.4%の投票率となっています。

比例投票区では、60代、70代の投票率と比べて80代の投票率は20ポイント以上も下がっています。稲荷台では投票所までが遠いので、足の確保ができない人は投票が困難だと考えられます。また、大庭台でも、投票所である中保育園まで歩いていくのには、車に乗れない高齢者にとって困難だと思われます。こういったところで移動期日前投票所の取り組みが有効ではないかと思われます。投票所の再編に比べて、ラスパやバロー、高校、高齢化の高い住宅地を回る移動期日前投票は、投票率アップにつながる有効な取り組みだと考えられます。

いずれにしても、投票所の再編、バリアフリー、期日前投票の充実など、今後考えていかなければならないと思います。町として、今後どのように考えていくのかお考えをお聞かせください。

以上、4点の質問です。よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、岡本議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

御質問は、選挙をとりまく環境についてと題され、4点の御質問です。

御答弁の前に、私は選挙管理委員会の書記という立場にはございませんので、所管する課を総括する立場での答弁となりますので、この点を御容赦いただきたいと存じます。

御質問の1点目、投票所のバリアフリーについてにつきましては、まずは中保育園に設置いたしました佐渡投票区へ悪天候のため投票を断念せざるを得なかった事実に、申しわけなく存じます。また、行政としましても、期日前投票の時間や場所を広報や広報車などでお伝えしていますが、さらに皆様に伝わるような手法も検討してまいりたいと存じます。

各投票所は、岡本議員のお調べになったとおり、総務省の設置基準により、投票所までの距離が3キロメートル以上ある区域は解消に努めるとされており、公共施設以外に自治会が所有する集会場等をお借りしているものである実情を考慮していただきたいと存じます。その上で、スロープなどを設置させていただいておりますが、投票事務をする職員へは、車椅子を使用される方や障害のある方へのお手伝いは常識として伝えているところであります。

御質問の2点目、若者の投票率を上げるための取り組みについてにつきましては、若い世代に選挙への関心を持っていただくため、主権者教育のあり方の検討のほか、町内の2つの高校へも出向き、先生や生徒の皆さんに啓発活動を実施しているところです。また投票立会人にあつては、今後、選挙管理委員会へ御提案することとしたいと存じます。

御質問の3点目、選挙公報についてにつきましては、御意見として選挙管理委員会へ御提示したいと存じます。しかし、町議会議員の選挙期間が短いことから、町民の皆さんのお手元に届くタイミングについては、よく考えなければならないと存じます。

御質問の4点目、投票所についてにつきましては、先般行われました参議院議員選挙においては、全国で4万7,044カ所の投票所が設けられたそうです。これは3年前の4万7,902カ所から858カ所減ということでした。背景には、人口減少の進む地域で投票所の設置に必要な人手が足りていないということだそうですが、それ以外にも要因はあると考えます。

特に本町においても、町民が最も興味を持たれるはずの今回の町議会議員選挙の投票率53.67%からも、投票率の向上を視野に、他市町に見られる移動投票所を検討する必要があると考えていることから、選挙管理委員会での御判断が必要となりますが、今後、例えば期日前投票に時間を区切った移動投票所の設置が可能か否かを法に照らし合わせて、その手法を研究してまいりたいと思います。

また、以前にはラスパ御嵩店での投票所設置を検討した経緯がございますが、これについては、手作業による人為的なミスが発生によって選挙そのものの価値に大変な影響を与えてはなりませんので、独立した確かなネットワークの活用を検討いたしました。その機器の準備や情報漏えい防止への技術面の整備に経費を要することから、実施に至らなかった経緯もございます。そのほか、3,000人を超える伏見投票区の課題など、公職選挙法上で許される方法の一番柔軟な手法は何かを検討し、選挙管理委員会へ提案すべきものと考えています。

以上で、岡本議員の御答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御答弁ありがとうございました。

この選挙をとりまく環境については、やはり選挙管理委員会がお決めになることですので、今回、再質問はいたしませんけれども、ちょっとお願いやらをしておきたいと思います。

こういった御嵩町の投票所ですけれども、当時の有権者数や地理的条件、3キロを超えないということなど検討して設定されたものであると思いますけれども、現在はやはりその投票区の規模の隔たりがとて大きくなってきておりまして、例えば最新ですと、小原投票区は当日の有権者数131人なんです。伏見がそれに対して3,534人ということなんです。規模の格差といいますか人数が、3キロ要件とかがありますので、そういったことはいたし方ない点もあると思いますけれども、一概に投票所を減らせというわけではありませんが、やはり伏見投票

区に関しては、ちょっと考えていっていただきたいなと思っています。

それから、質問では言いませんでしたが、この投票所、投票区ごとにポスターの枚数が決まっております。上之郷では 30 枚ポスターが張られます。御嵩は 15 枚、中 24 枚、伏見は 13 枚なんですね。そうしますと、やはり上之郷の方は広いということはあるけれども、ポスターが目につきやすい、それに対して、伏見の方は非常に面積も広いし、それから人口も多いのに、枚数としては半分以下であるということも、そういったアンバランスといいますか、そういったこともあると思いますので、今後、人口減少、それから有権者の格差、地理的条件を考慮して、選挙執行環境を整えていっていただけたらと思っております。

それから公報についてですけれども、確かに町議会議員、町村議会議員は選挙は 5 日間しかありませんけれども、何とか折り込みによる選挙公報、事前審査のときに原稿を出してもらって、いち早く公報が出せるとか、何とか工夫をしていただいて、選挙公報の取り組みもぜひ実現させていただきたいと思います。

それから期日前投票は、移動期日前投票も考えて提案していくということでしたので、期待をしております。

以上で、私の選挙をとりまく環境についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は 10 時 25 分とします。

午前 10 時 08 分 休憩

午前 10 時 25 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

休憩前に続きまして、10 番 大沢まり子さん。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

10 番（大沢まり子君）

議長のお許しをいただきましたので、2 点質問させていただきます。

初めに、給食費の公会計化についてお伺いをいたします。

文部科学省は本年 7 月 31 日、教員の負担が指摘されている給食費などの徴収・管理業務について、地方自治体が行う公会計化を導入するよう求める通知を都道府県や指定都市の教育委

員会に通知いたしました。通知では、給食費など学校の徴収金について、学校・教師の本来的な業務ではなく、地方公共団体が担うべきとの本年1月の中央教育審議会の答申を紹介しています。

昨今、広く理解が進んでいますように、教員の長時間勤務は看過できない深刻な状況となっています。平成28年度では、教諭の1週間当たりの学内勤務時間が、小学校で57時間29分、中学校で63時間20分に達していることが明らかになっています。

学校給食費の徴収状況では、学校給食費の徴収・管理業務を学校が行い、未納の保護者への督促を行っているのは学級担任が46%、副校長・教頭が41%となるなど、教員の業務負担となっていることがうかがえます。

中央教育審議会でもとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」では、学校における働き方改革の一つの方法として、学校給食費の公会計化が提言され、この答申を踏まえガイドラインが示されました。今後、本ガイドラインを参考に地方公共団体において学校給食費の公会計化が進み、教員の業務負担の軽減や長時間勤務の縮減が図られることを強く期待しているとありました。

県内では、平成30年9月の時点で24市町村が一般会計・特別会計で処理をされており、可茂地域においても、既に2市5町が公会計となっております。御嵩町においても、教員の負担軽減のために学校給食費の徴収と管理業務を公会計で行うよう提案いたします。町としてはどのような考えでお見えになるかお伺いいたします。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

大沢議員からの学校給食費の公会計化についての御質問にお答えいたします。

まず、議員の御紹介にもありました文部科学省から出されましたガイドラインですが、これは85ページにもわたるもので、学校給食費を公会計化することによって見込まれる効果やその進め方、給食費の徴収方法や未納対策まで事細かく説明がある手引書として大変参考になるものでございます。当ガイドラインが作成された一番の目的は、学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することとあります。

現在、御嵩町の学校給食費会計は、学校ごとで保護者の方々が開設するゆうちょ銀行口座から毎月引き落としが行われ、それを学校職員が給食センターの口座へ移しかえ、食材費の材料費など業者への支払いをセンターが行うという私会計方式で運用されております。給食費は、小学生が1食260円ですから、月20食としまして約5,200円、中学生で1食290円の月約

5,800 円の納入をすることとなります。

ここで、保護者の皆さんがしっかりと口座処理の準備をすれば手間は要らないのですが、若干の残高不足や遅延者もあるようで、学校職員による個々への対応が毎回必要となっております。では、実際にその現状はどうかを各学校へ調査しました。児童・生徒により違いはありますが、少ない学校で 1 人から 5 人、多い学校では 20 人を超えるところもあり、全体では 5% ほどの振替不能者が見えるようで、対象者へは学校事務職員から督促文書の発送、電話による通知、また年数回開催されます保護者面談で管理職である教頭先生による個別相談などが行われ、未納者の軽減に努めていただいております、大変感謝しております。

現在、未納者の対応については、子供が在学中は学校側で、卒業した後は給食センターで行っており、学校現場では少数ではありますが未納が重なっても納入意識の低い親など多様化する保護者への対応に事務職員や教頭先生が苦慮しているとの状況でございます。ただし、ガイドラインに示されている全国的な事例としまして、担任の教師が夜間に家庭訪問などして時間的にも精神的にも大変な負担となっているようなケースの報告はありませんでした。

また、大沢議員からは県内における公会計化の状況も御紹介がありましたが、給食費の会計システムに公会計を既に導入している市町村にあっても、実際の徴収・管理の執行は従来どおり学校ごとで集金しまして、その歳入分を公会計に載せて自治体が食材購入などの歳出を行っているケースが多いとも伺っており、全面的な真の公会計とは言えないようであります。

さらに、ガイドラインでは、保護者の利便性の向上として、私会計での引き落とし、口座開設の手間などが指摘されていますが、現状では学校での保護者からのゆうちょ銀行の口座からは、給食費のほか教材費の学習費や P T A 会費などが集金されており、入学時に単に給食費の納入のためだけに口座を開設していただいている状況ではありません。

また、公会計化することのメリットとデメリットについてであります。会計処理のより適正化・透明化が図られる一方で、私会計では学校で顔の見えるという徴収管理として各家庭の状況等に応じたきめ細やかな対応が行われていたのに比べ、公会計化となって自治体部局からの一律的な法や規則のもとでの取り立てとなってしまう、納入者である保護者との距離感が離れ、効率的になるといいながらも、かえって滞納額が増大したという事例もあるようでございます。

また、御嵩町の規模からすると、公会計システムを導入するには年間 80 万円ほどの費用がかかるようであり、さらにはシステム運用に係る新たな事務の発生も懸念されるところであります。

いずれにしましても、教育委員会での学校給食に係る一番の使命は子供たちが笑顔でおいしい、楽しいと言える栄養価の高い給食を安全で衛生的に、できたてで確実に毎日提供すること

であります。給食が味気なくただの食料提供にならないためにも、会計の透明性を追求しながら公会計化することによる効果や課題への対応策を考慮しまして、全国一律式ではなく御嵩町方式として、実情にマッチした形を探っていきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

御嵩町に応じた対策という形になるというのは当然のことですので、全国のガイドラインが出ておりまして御嵩町に合った形で進めていきたいという御答弁であったと思いますが、教員の方の負担が余り御嵩町ではないようなことを今おっしゃられましたけれども、多治見市に友人がおりまして、中学校の先生をやっておりましたけれども、やはり徴収にかかわるときにはとても大変な思いをしたというお声も聞きましたので、そういった方も中にはお見えになるのではないかと思います。

それと、今は先ほど言われたように、ゆうちょだけの口座開設ということで、普通の税金を納める口座とは別にゆうちょ口座に入れなくてはいけないというような二重の保護者の負担があると思うんですね。そういったことから、そこでまた手数料も、たしか 10 円ぐらい手数料がつくんじゃなかったですか。

そういったこともあるので、何ていうんですか、金額が足らなかったとか、そういう問題も多少出てきているのではないかと思いますので、そういった意味での負担軽減、そしてまた保育園のときは口座で引き落としできたものが、また小学校へ上がると違うゆうちょ口座を開いてやらなければいけないということですので、何かそこら辺がスムーズにずうっと同じ形で進められるといいのではないかなと思いますので、御嵩町に合った形の徴収のされ方、また公平性・透明性という形での徴収の仕方を検討していただけたらいいかなあとと思います。よろしくをお願いします。

公会計の認識についてはわかりましたので、そういった検討を今後進めていただきたいと思っております。

それでは 2 つ目の質問に移ります。自転車保険加入の促進を求める取り組みについてお伺いをいたします。

近年、自転車がかかわる事故は総数こそ減少はしているものの、自転車対歩行者に限りますと、年間約 2,500 件で横ばいが続いております。2013 年には歩行中の女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に裁判所が約 9,500 万円の支払いを命じるなど、高額賠償の判決が相次いで

おります。

ところが、保険への加入は十分に進んでいないのが現状であり、17年に歩行者が死亡または重傷を負った自転車事故のうち、保険に加入をしていた加害者は6割にとどまっています。自転車保険は加入をした保険の種類によって保証額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっています。低額の費用で手厚い補償を得られるのが特徴となっています。

しかし、保険に未加入だったために高額の賠償金を払えなければ、被害者は十分な補償を受けられず泣き寝入りをするしかありません。このようなことから、自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は、都道府県、政令市レベルでは24を超え、これに加え、3月8日には長野、静岡の両県議会で自転車保険の加入を義務づける条例が成立するなど、制度化の動きは広がりを見せています。

昨日も、ニュースで東京都が来年度から条例化を検討しているというような報道がありました。例えば兵庫県では、この2015年の3月、全国で初めて保険加入を義務づける条例が成立しております。その同年4月に県の交通安全協会が損害保険会社と提携をし、独自の自転車保険制度を始めました。保険料を含め、年間1,000円から3,000円を払うと家族全員を対象に最大1億円まで賠償金を補償するというものです。現在、加入者が10万人に上っております。

また、福岡県では、自転車の安全利用と事故防止を目的とした条例が2017年3月に成立し、その10月に自転車保険の加入が努力義務化されました。兵庫県と同じく、県の交通安全協会が独自の自転車保険制度を創設し、加入者は1万人を超えております。

また、京都市では、2010年に自転車の安全・安心な利用を促す条例が成立、この条例は全国で初めて市立小・中学校で自転車交通安全教室の実施を義務づけるとともに、販売業者らに保険加入促進の努力義務を課す内容でありました。2018年4月からはこの条例を改正し、自転車保険の加入義務づけが始まっています。

また、京都府城陽市は、昨年の4月から市内在住の中学生を対象に、自転車保険や自転車損害賠償保険などへの加入費用を補助しています。府の自転車保険加入の義務化にあわせてスタートさせました。補助の対象となるのは4月1日以降に加入・更新した保険、1世帯につき年間1,000円を上限に、保険料に係る費用の2分の1を補助するものです。

このように自転車保険条例の制定が自治体に広がる動きがあることを踏まえ、国はことしの1月、国土交通省内に自転車事故による損害賠償のあり方を協議する有識者検討会を発足させました。現在、保険の補償内容や自動車損害賠償保険と同様に、全国一律で自転車利用者に保険加入を義務づけるかどうか検討を行っています。

環境に優しい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人が利用する自転車の普及台数

は約7,200万台で、自動車の台数にはほぼ匹敵するほど多いため、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることがありません。また、事故を起こした自転車運転者の約4割が20歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘されております。

私ども公明党は2010年、党内にプロジェクトチームを発足させ、自転車の安全や快適に走りやすい環境のあり方などについて活発に議論を重ね、2011年には自転車専用信号や専用通行帯の整備に加え、交通安全教育の徹底や自転車保険の拡充などを盛り込んだ党独自の提案を発表いたしました。2017年12月に成立した自転車活用推進法の中に、この提言内容が盛り込まれております。この法律に基づく推進計画には、法律による保険加入の義務化について検討を進める方針が明記されております。

そこで、御嵩町の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。1. 自転車事故対策とその周知についてはどのように取り組んでみえますか。2. 安全教育についてはどのように取り組んでみえますか。3. 町民の自転車保険の加入状況とその周知についてお伺いをいたします。4. 自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定する自治体がふえていますが、どのような認識で見えますか。以上4点、よろしくお伺いいたします。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、大沢議員の御質問に御答弁させていただきます。御質問は自転車保険加入促進についてと題され、4項目の御質問です。

御質問の1点目、自転車事故対策とその周知についてにつきましては、可児警察署を中心に可児地区交通安全協会を組織し、歩行者・自転車・自動車を問わず交通事故防止の啓発活動に御尽力をいただいております。さまざまな交通安全活動を展開していただいておりますが、最近では高齢者を中心とした対応が多く、自転車に特化すれば、自転車を通学等に使用する高校生による交通安全推進大会などでの周知となっております。

御質問の2点目、安全教育についての取り組みはにつきましては、こちらも同様に可児地区交通安全協会による交通安全教育が開催されており、可児警察署管内全校が対象となっているほか、中・高校生に対する自転車の安全な運転指導が実施されています。

御質問の3点目、町民の自転車保険の加入状況とその周知についてにつきましては、かつて小・中学生にあつては御嵩町子ども会育成協議会が地区子ども会育成協議会へ小・中学生の子供たちの保険加入の取りまとめをしていただいておりますが、自治会未加入と同様、単位子ども会への未加入が多くなりつつあることを背景に、現在は取りまとめも困難な状況と伺っております。

また、高校生にあっては、他市で発生した高校生の自転車死亡事故をきっかけに、とりわけ自転車通学をする生徒への保険加入を学校側から提案された保護者会が、その必要性を認識し、保険加入に至った事例を聞いております。

しかし、成人等にあっては、自動車保険とセットで加入されている事例をお聞きすることはありますが、実情にあっては把握できておりません。

御質問の4点目、自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定する自治体がふえてきているが、どのように認識しているかにつきましては、議員から御提示いただきました公明新聞の内容のほか、国土交通省が自転車事故による損害賠償のあり方を審議する有識者検討会を発足し、本格的に審議され、法制度が整備されるとの認識でございましたが、3月29日に開いた有識者会議で、制度づくりは非常に困難で、自転車利用が阻害されるおそれがある。自転車活用推進法の妨げになると結論づけ、義務化する場合、自動車損害賠償責任保険、自賠責保険のような公的な性格の強い制度を創設することになる。しかし、新たに自転車専用ナンバープレートが必要になり、登録手続や費用増加で販売店や地方自治体に大きな負担がかかると説明し、自治体が条例で民間保険への加入を義務づける動きが広がっていることから、当面は全国の自治体による条例制定を後押ししていく方針とされています。いわば一律の加入義務づけを見送る考えを明らかにしたことになることから、今後はさらに全国の自治体の動向を注視してまいりたいと存じますが、可児警察署へ御嵩町での自転車による人身事故件数を確認しましたところ、平成30年度は1件、自動車との事故が発生しているとのことでした。このことから、都市部で多く発生している自転車事故の中でも、人と自転車による事故の実態に基づくものであると認識しています。

また、全国の自治体の条例制定は、都道府県、政令指定都市が条例を制定している状況にあります。この地域での自転車による移動の範囲を考慮すれば、市町村条例による制定よりさらに広範囲での条例制定のほうが効果があるものと認識していることから、近隣の自治体と協議の対象としていくほか、行政としては販売店の方へも、任意ではありますが保険への加入を促していただけるようお願いしていきたいと考えております。

以上で大沢議員への答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

御答弁ありがとうございます。やはり小さな御嵩町のような町では条例化というのは厳しいかと思います。また、県のほうにも、県一本でできないかということをおもも要望もしてい

きたいと考えております。

高校生とかは安全推進大会の周知のあり方については、可児の交通安全協会による周知をしているということではありますが、以前に自転車の競技というんですか、子供さんたちが、上之郷小学校の子が立派な成績をおさめられたりされましたけれども、そういった形での自転車の乗り方の指導とか、そういったものは現在どこでも行われていないということになりますでしょうか。どこかで、こういった学校なり中学校、高校、自転車の乗り方教室のような指導はされているのでしょうか。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では大沢議員の再質問に御答弁させていただきます。

持ち回りではありますけれども、自転車の競技大会が、私の記憶ではたしか小学校4年生を対象にやらせていただいておりますというか、可児警察署のほうでやっておりますということでございます。

[10 番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

わかりました。

あと、自転車保険の加入、そういえば私も自分の子供のときは、自転車保険の加入をしませんかというお手紙を学校からとか幼稚園のときにもらってきた覚えがありますので、そういったことがもうちょっと復活できるといいかなあと考えますので、また御検討をよろしく願いいたします。

ありがとうございました。以上で終わります。

議長（高山由行君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

さきに通告をしておきました、地域づくり施設整備助成事業等の検証についてお伺いしたいと思います。

その前に、私ども御嵩町議会は平成最後になりますけれども、議会基本条例というのを制定

させていただきました。その中に、第 10 条で政策形成等については町長等と議会との協議をしっかりとすべきであるということから、特に 6 項目について検証の視点を制定してきた経緯があります。これは町長が提案する政策等に対して、この 6 項目の事項をもとに論点を明確にして審議を行い、政策等の質の向上を図るということを目的として制定されたものであります。

今回、平成 30 年度の事業が決算報告書の中で報告されてきましたので、その 1 点を検証項目に基づいて検証しながら町長の御意見をお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

令和元年 6 月号、これは私どももちょうど選挙の前でしたので、後から目を通したわけですが、その 6 月号「ほっとみたけ」に掲載された、平成 30 年度地域づくり施設整備助成金の交付団体への助成金交付決定の報告がされております。これは主体的に地域づくりを行う団体に対して、活動のための資金や施設を整備する際の費用の一部を、御嵩町ふるさと振興基金を利用して助成する制度であります。

その中で、一般社団法人てらすに対し、さんさん広場利用促進及び周辺施設活用事業に交付額決定額 450 万が支給されております。そして、これをもとにして、てらすはコインロッカーの設置工事、コンテナ設置工事等をさんさん広場敷地内において行っております。その目的は御嵩駅にコインロッカーを設置し、観光客の誘致促進、またイベント開催のための備品収納のためのコンテナ設置ということでありました。

ところで、駅前さんさん広場は、平成 21 年度に地域活性化生活対策臨時交付金を受けて整備したものであります。当時、事業費の約 95%を国の交付金を利用して建設した国庫補助対象事業地だというふうに私どもは承知しておりますが、これは間違いないでしょうか。

この国庫補助金を投入した事業地域内において、当該施設の目的外使用について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、これは昭和 30 年法第 179 条でありますけれども、いわゆる適正化法案第 22 条、財産処分の制限規定において、補助事業等により取得し、または効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁のそれぞれの長の承認を受けずに、補助金等の交付目的に反し、これを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない、こういうふうに規定をしております。

この国庫補助対象事業地の一部の目的外使用に該当するのではないかとというふうに考えておりますが、交付金決定また設置等について、国庫補助担当部局との当時協議はなされたかどうか、またその協議でコインロッカーやコンテナの設置は許認可されたものであるかどうか。もし適正化法案第 22 条に言う財産処分の制限に反しているとする、同法第 17 条において交付された補助金等の返還等厳しい処分が規定してありますが、そうしたことは想定されていたかどうか。これについて一度調査する必要があると考えておりますが、町長としてはどのように考

えておられるのか御答弁をいただきたいと思います。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

本定例会は新人の議員さんにとっても初めての定例会でありますので、少し仕組みなども説明をしながら答弁をいたします。時間を少し要するかもしれませんが、よろしく願いいたします。

そしてもう一つ、谷口議員の質問の趣旨と私の答弁がかみ合っているのかどうか、今回に限ってはちょっと自信がございませんので、こちらが受け取らせていただいた質問項目としてお答えをさせていただきます。

地域づくり施設整備助成事業についてお答えをいたします。まず駅前広場は、平成7年、柳川町長の時代であります。地域総合整備事業債、いわゆる地総債という借金で整備したものであります。地総債は御存じのように、交付金措置率の高い、自治体にとっては大変有利な起債借金であります。土地は国庫補助対象ではなく、町有地であります。そして平成21年度、今御質問の件であります。私の町長2年目ということになります。地域活性化生活対策臨時交付金事業として建設したものであります。

この答弁の前に、時代背景を少しお話しいたします。平成20年、2008年ですが、9月15日に突然、突発的にリーマン・ショックが発生しました。発生当初については、金融等々への影響はそれほど日本はあるわけではないという報道もされましたが、実際にはアメリカがせきすれば日本が風邪を引くという経済構造というのはほとんど変わっていないという状況。結局はアメリカが風邪を引いたら日本が肺炎になったというような状況が生まれました。ここまでの、リーマン・ショックまでの日本経済というのはバブル経済崩壊後、徐々に回復をいたしまして、各企業は創業以来最高の売り上げ、最高の利益を計上するに至っておりました。景気とは気分や雰囲気左右されるものでありますので、リーマン・ショックで日本経済も一気にしぼむということになってしまいました。

その際、私は庁議のメンバーを緊急招集いたし、2つ指示をいたしました。

1つは派遣切りに遭った町民の相談窓口を設置せよということであり。東京のほうでは派遣切りの若い人たちが自分たちでテントを張って、ブルーシートの中で暮らすというような、ちょっと政治的アピールが強かったようなやり方ではありましたが、そのような事案が発生している状況の中でありました。

ただ、この件につきましては、結果的には相談者は1人あっただけと、それほど深刻な相談でもなかったと報告を受けておりますが、それはやっぱり改めて日本というか、御嵩町民の底

力というものを感じさせていただいたわけであります。

2つ目は、政府が必ず緊急財政出動に動くだろうと、それに備えよということであります。3年計画や5年計画で、通常実施する予定の事業ではなく、財源的に余裕があったらやりたいと思っているような事業を実施していくということであります。それらうっとやりたいなど思っているも財源の関係でできなかったという項目は多々ありますので、その中からピックアップしておくようにという指示であります。実際には余裕があったわけではございませんけれども、緊急の経済対策でありますので、仕事をつくること、国から来るお金を使うこと、これが大切だと判断したからであります。

この準備をしている最中に突然交付されたのが、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金500万円であります。金額の小さいことに若干私自身も拍子抜けをしたわけでありますが、まだいかんせん準備が整っていなかったということもあり、既に事業化し着工の運びになっていた小・中学校安全対策事業に投入いたしました。小学校250万円、中学校250万円であります。これによって門扉の整備やフェンスの補充などに使うことができた。当時、学校の安全が問題になっておりましたので、その件について少しでも親御さんたちに安心していただけるようにということで、学校を全てのフェンスで囲うということをしておりましたので、そこに充当させていただいた。御嵩町からの持ち出しの部分に対しての交付金の使用目的ということになりました。

そして、事業実施は平成21年度ですので、平成20年9月15日からかなり時間がたったというふうに思われるかもしれませんが、実際には年が明けた平成21年、平成20年度の1月と記憶しておりますが、地域活性化生活対策臨時交付金4,772万7,000円交付の内示がございました。このときに大変困った自治体が多くあったのは、事業のピックアップがしていなかった、どこもやっていたいなかったと思いますけれど、この使い道をおおむね1週間から10日で報告せよと国のほうからの指示がございました。大変タイトな条件ではありましたが、事業のピックアップは御嵩町はできておりましたので、ただ交付金割れということになっては、これは返さなきゃいけないといろいろな問題が発生しますので、一般財源から236万3,000円を拠出し、総事業費5,009万円として実施をいたしましたのが今のさんさん広場であります。

議会から、また町民からも何をやっているんだと随分批判されたのを覚えてはおりますけれど、結果的にエコピアガーデン等々の利用が非常に盛んにされるようになりましたので、いい施設を結果的にはつくることができたなあと満足しているところであります。

そして今、谷口議員がおっしゃっていましたふるさとふれあい振興基金についての御説明を申し上げます。この基金の原資は、国土交通省の外局と言えはいいのでしょうか、民間都市開発推進機構、いわゆるMINTOの拠出金3,700万円であります。

平成 19 年度、私が町長になった直後でありましたけれど、申請をした財源であります。私が町長になりまして、その直後に MINTO の担当者が来町されまして、私と面談をいたしました。説明は国土交通省の民間への補助制度で、それまでどんな事業でもそうですけれど、ソフト事業への補助制度というものは多々あったわけでありましたが、これは国土交通省のみならずでありますけれど、ソフト事業への補助はありましたけれど、ハード事業に対しての補助制度というのは一切なかったと記憶しておりますが、MINTO の拠出金を受けていただければ、御嵩町の基金としてそうした民間のハード整備に対して使える財源となりますということでお話を伺いました。

この拠出金、会話の中では 3,000 万円という金額でありましたけれど、その場で私自身は受けるという意味を示し、相手に伝えたところであります。その会話の中では 3,000 万円という数字でありましたけれど、結果的にいただいた金額が 3,700 万円の基金とすることができました。

このさんさん広場等、これまでのハード事業に使いました使い方については、この基金を、この財源、拠出金をいただくときに根拠法として御嵩町で確認したのが、1 つ目の御嵩町地域づくり施設整備助成金交付事業実施要綱であります。3 つありますが、もう一つが御嵩町基金条例、この基金条例の単独の名目はふるさとふれあい振興基金であります。そしてこのいわゆる補助金を出すか出さないか、これを判断するのが御嵩町ふるさとづくり検討委員会設置規程によって設立されたふるさとづくり検討委員会であります。

さて、その使途目的であります。メニューは 3 つです。非常に抽象的で選択の余地の広いメニューとなっております。1 つ目は観光・歴史・文化施設の整備と保全。コミュニティづくりのための交流促進。そして 3 つ目が地域資源を活用した町の活性化であります。この補助金を使って初めてその対象となり、営業を始められたのがみたけ庵であります。ただ、本来はこうした目的のお金については、民間の投資も必要になりますが、いただいたら早く使ってしまおうということが本来の目標であると思います。ただ、残念ながらいまだにまだ残っているということは民間の活力自体が、投資的な活力がなされていないということでもあるかと思えます。

この基金の使い道については、先ほど申し上げたようにふるさとづくり検討委員会が判断をされます。ここまで説明をさせていただいた、これを根拠に答弁をいたします。

4 点あるかと思えます。

さんさん広場は平成 21 年度に地域活性化生活臨時交付金にて建設した国庫補助対象地かという質問であります。先ほども触れましたが、国庫補助対象事業地ではなく平成 21 年度地域活性化生活対策臨時交付金で建設した経済対策交付金事業で、町有地に建設した施設であります。補助金とは本質的に別のものでもあります。

2点目、国庫補助対象地の一部の目的外使用に該当し、国庫補助担当部局との協議をしたのかではありますが、土地は町有地であります。補助金で入手したものではありませんし、施設は交付金事業であり、施設そのものの大規模な改変や撤去をしたわけでもありません。目的外使用との言葉を使われていますが、むしろ目的に合致し利便性を高くしたと考えております。一例を挙げますと、太陽光施設の建物の壁がオープンになっておりますが、ここにロールカーテンを設置いたしました。これは完成後、追加でロールカーテンを設置しましたが、これは使ってみて使った方々から、まず明るい道だと日光が非常に邪魔になるということ、雨が降ってきた際に吹き込んでしまうということ、そして風が吹いたときにも大変だということがありまして、その対策として施設に直接後づけにしましたが、これが問題視されることは一切ございませんでした。

今回の件は目的外使用との認識はございませんので、協議の必要もないと考えております。したがって、3点目の質問に対しても、許認可もございません。したがって、根底から御心配なくというお話でありますけれど、補助金返還、多分平成 21 年度の交付金についての御質問だと思いますけれど、返還の想定は一切しておりません。多分というか、自信のある解釈だと思っていただければよろしいかと思えます。私の答弁は以上であります。

[12 番議員挙手]

議長（高山由行君）

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

非常にわかりやすい説明をいただきまして、ありがとうございます。

当時、町長御指摘のように、緊急経済対策ということで補助メニューが準備できないにもかかわらず国のほうから相当の資金が流れ込むというような状況の中で、その政策判断というのを早急にやっつけていかなきゃいけないということで、担当部局等の職員も大変苦労した、そういう時期でありました。まさに町長の御指摘そのまんまであります。

その辺はよくわかりますけれども、まず平成 7 年度に広場を整備してきたと、これは町有地であった駅前広場については、基本的には町有地を整備して利便性を高めていくということでやってきたものでありますけれども、今回問題にしたのは、平成 21 年度決算書を見ますと、まさに御指摘の 4,772 万 7,000 円、これは地域活性化生活対策臨時交付金ということで、この中身が、これは低炭素まちづくり太陽光発電設置業務委託工事を含めた費用として総額で約 5,000 万ぐらい使った事業であります。

そこで使われたものが、これは町長の考え方でいきますと、町有地の上にその土地とは別のものを整備させていただいたという形でありますけれども、交付金をいただいてそれだけの事

業をする場合には、設計業務から建設工事それぞれに発注するときには、土地は一切触れられないで使用したのかという、そんなわけにはいかないと思うんですね。少なくとも広場全体の工事は行っておりますので、躯体と土地は別物で上物だけが補助対象、土地は補助対象外という見方というのはできるのかどうかという。私は、これは一体のものだということを考えて事業地内に設置されたという判断を実はしたわけでありませぬ。

それから、町長が言われた国庫補助対象外で目的外使用という認識がないということですが、それは誰がどのタイミングで判断されたのか。先ほど町長がおっしゃったように、町長がみずからいつの時期にそれを判断されたのかと。本来であれば、もしそういう懸念があるとするなら、事前に財務省東海財務局、または岐阜財務事務所、または県などと相談をして対応しておくというのが行政の基本的なあり方ではないかなあと、そんなふうに思っておりますが、これは町独自でそういう判断の中で、誰にも相談もなしにこういう結果を招来したということではないかというふうに私はずうっと考えておったものですから、その辺、もう一度、町長、明確に誰がどの時期のタイミングで判断をされて、そして県、または財務事務所との協議、これについてはないということであるなら町が独自で判断されたことなのか、この2点、お伺いしたいと思います。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

判断が必要という認識には至っておりませぬ。したがって、それに対しての財源的な問題とか、そういう部分については一切問題なしと考えております。

このさんさん広場の物件で一番問題になったのは、太陽光発電をしていますので、太陽光発電から発電した電気を売電すると、その収入があるというのは基本的に行政の仕事としてはいけないんじゃないかという部分で、この交付金をいただくときにも相談をしましたがけれども、基本的には施設をつくれれば維持管理費が要りますので、そうした収入を維持管理費に充てていくという説明をさせていただいて納得していただいたと。

あの施設、今のさんさん広場の中にも既に、あれは自転車の電気充電場か、そうした施設も既につくっている、いろいろ充実させていっておりますので、そのときもそのような判断は必要ないという次元の問題だというふうに認識しておりますので、今回についても同じく判断をしたと、判断そのものも必要性がなかったですので、私自身も何ら問題を感じなかったということですので、これからもそういう意味では大丈夫だと思っておりますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

[12 番議員挙手]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この問題については、町の判断としてはそれでなかったら遂行できてこなかっただろうというふうには考えることができます。

ただ、以前、私も御嵩町観光協会と議会とが懇談会を開催いたしました。その折に、あそこが駅のほうから見てちょうどロータリーから外へ出るときに死角になるし、非常にあそこが遮断されて使い勝手が悪くなったと。議会はあれをつくるのを承認したのかというような話が実はあったものですから、それで今回、これをちょっと調べてみたわけでありましてけれども、正直に言いますと、やはりあの一角が、コンテナで遮断されておる。非常に見通しも悪いし、使い勝手もよくないというふうに思います。

それとあの建物、施設そのものは町がてらすに交付金を出して、てらすに設置されたものであるけれども、あの所有はてらすのものであるかどうかということ、それからコインロッカー等の使用料等の収益等についてはどうかということ。これらをあわせて一連の問題でありますので、今後もあの状態で放置するのか、または何らかの形で場所移転等を一度検証してみる必要があるかどうかと、その辺のところだけ最後に一言。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

てらすの収入に関しては、後ほど担当のほうで答えさせますが、位置の問題であります、位置は最終的に私が決めました。先ほど、ちくりと褒められたことがないというような説明をしましたけれど、あの施設について景観が損なわれたという言葉聞いて大変うれしかったんですけど、今どき言うなよというような気持ちも私にはありました。何でもんをつくったんだというような感じで言われ続けておりましたので、今、景観の話が出るのかというちょっと意外な感覚で聞きました。

実はあのロータリーの中だけが町有地といいますか、一般の土地になるわけですけど、ロータリーの道路と駐車場も全て含めて、歩道も含めて、あれは道路と認識というか決まりになっております。したがって、何かを設置しようとかつくりようとしたら、あの中の内側しかないということになります。最初、担当が持ってきたアイデアというのは、北側のちょうど名鉄広見線の駅舎がブラインドになるようなところでしたので、見る場所から考えれば通りがけだけなら今の位置は余りいいことないと思われるでしょうけれど、例えばエコビアガーデン等々でお酒を飲んでみえる方々が、駅が見えない、入ってきた電車が見えないということで、

またそれはそれでクレームが出てくるんだらうなというふうに思っていました。

ただ、あそこでエコビアガーデンを始めていただいた方々というのは、もう 10 年になりますから全員 10 歳、年をとっています。以前から物置が欲しいという要望がありました。なかなか場所が決まらなかったと。中途半端な位置につくるのであればやっぱり車で運搬しなきゃいけないと。でき得る限りすぐ撤去できて、すぐ収納ができるような形にしたいという要望は、始めてから二、三年のころから出てきておりましたので、やっとそれに答えることができたと私自身は思っておりますので御理解をいただきたいと思えます。

あと、料金等々については担当者のほうから説明をさせます。

議長（高山由行君）

コンテナとコインロッカーの所有権の問題と料金の問題を環境モデル都市推進室長・まちづくり課長 各務元規君に答えていただきます。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（各務元規君）

それでは今の件についてお答えさせていただきます。

コンテナにつきましては、さんさん広場利用促進ということで設置をしているものですので、これについては町の行政財産の使用ということでは減免の対象になっていると。

ただ、コインロッカーについては、これも来訪者に対するものということで設置をしているものでして、ただ収益についてはてらすの収益になります。ただ、その収益を取ることになりますので、これにつきましては御嵩町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例に従いまして、使用料を徴収しているという状況でございますのでよろしく願いいたします。

[12 番議員挙手]

議長（高山由行君）

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

ありがとうございました。

本当を言うと、まだ正直納得はできておりませんが、いずれにしてもやはり住民が誰もが納得できるような形で、いい形で衣がえをしていくような方法がとれば、ぜひ努力をしていただきたいと、そんなふうに思っております。

終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで谷口鈴男君の一般質問を終わります。

通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日 9 月 6 日 金曜日の午前 9 時より開会します。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午前 11 時 27 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 安 藤 雅 子

